

無断使用をお断りします。日科技連出版社

AI時代の 知的財産・ イノベーション

早稲田大学次世代ロボット研究機構 AIロボット研究所
知的財産・イノベーション研究会、森康晃〔編〕

秋元浩、川端兆隆、國光健一、宋翰祥、戚昊輝、
野田真、濱田智久、馮超、藤末健三〔著〕



日科技連

序 文

1. はじめに

今、AIがどれだけ進化して人間にとって代われるのかという問題に、世界は直面している。2023年4月の東京大学や京都大学の入学式において、各総長がChatGPTについて言及された。このような近未来社会の現実が垣間見えてきた、と言っても過言ではない。AIによって自動車の自動走行が実現されたりクレジットカードの不正利用が検知されたり私たちの生活の利便性や安全安心が大きく飛躍することが予測されている。その反面、AIによる個人情報の不正利用や、もしかしたら、大学教授や弁護士などの職種もかなりの部分がAIにとって代わられるかもしれないという漠然とした不安感も、否定できない現実の問題になりつつある。

深層学習(ディープラーニング)を中心としたAI技術の実用化は、それまでのイノベーションの延長線上にあるとはいえ、ロボットのような人間の知覚による作業を超えて人間の頭脳、認識、感覚や感情・心理に至るまでになっている。21世紀は、20世紀に引き続きイノベーションの時代であり、インターネットの普及によるデジタル革命が浸透し、企業経営においてはデジタルトランスフォーメーション(DX)が最重要の課題となっている。他方、イノベーションにおいても一つ革命的な進化を遂げているといえるバイオ分野においては、遺伝子工学の発展により新薬の創出の有効性を高めるためにAI技術の活用が模索されており、医療・ヘルスケアの分野においては健康管理・服薬アプリやデジタルセラピューテクス(DTx)などのデジタルヘルスも続々と名乗りを上げてきている。2020年以降のコロナウイルスによって世界中の人々の安全、生活、経済は大きな打撃を受けたが、このようなパンデミックは今後も繰り返される可能性がある。こうしたパンデミック対策としても臨床開発において膨大なデータを有する製薬産業と独自の強みをもつIT産業などの

異業種が協業する動きも期待される。

以上のように、21世紀のイノベーションの進化発展段階においてAI技術はビジネス環境を大きく変化させる要因となっており、企業経営においてはすでにAIを前提とした事業戦略、知財戦略の策定が求められている。新技術の発明によって日々新しい商品、サービスをeコマースによって家にいながら最短で手に入れて享受できる時代において、企業の競争は行われている。経済発展とはイノベーションの実行であることを主張したのはシュンペーターであるが、彼は、イノベーションについて、①新製品の導入、②新生産方法の導入、③新市場の開発、④新供給源の獲得、⑤新産業組織を実行することであると指摘している。

本書においては、今まさに花開こうとしているAI時代において、ビジネスの最前線において理解しなければならないイノベーション論をケーススタディも含めて概説している。そして、イノベーションを実践していくうえでの手段としての知的財産戦略について、知的財産について初めて学ぶ方にとっても、企業や大学などでの実務を経験している方にとっても、体系的で理解しやすい事例に基づいたパッケージの提示によって、基礎から応用へと実践的に活用できる内容となっている。

2. 本書の構成

第1章 AIと知財は、國光健一氏と濱田智久氏による共同執筆である。ビッグデータ、IoTというインターネットの普及後の情報通信技術とともに、AI、ロボットがコアとなる技術革新として第4次産業革命をもたらすと位置づけている。ディープラーニングを包摂する機械学習を概説し、機械学習とディープラーニングの違いなど誤解されやすい点についても要点の概説がなされている。そして、知的財産をあまり学んだことのない方に対しても理解しやすいように知的財産についての概説を行い、さらにビジネスで知的財産を活用するうえで事業戦略と知財戦略の違いや知財実務上の活用の類型を概説し、さらに、最新の課題であるAIやDXと知的財産の関係において注意しなければ

ならないことも示されている。

第2章 海外における AI と知財政策は、藤末健三氏による執筆である。日本、米国、イギリス、ドイツ、フランス、中国の AI 技術の研究開発動向や推進政策、関連法律を概説している。また、日本国内の AI 技術の発展に伴う発明、特許出願動向については、日本の特許庁の特許データベースに基づいた分析を紹介している。さらに、AI 活用の事例と 2040 年の未来の AI 活用の社会について、日本の各官庁の報告書をもとに概説している。

第3章 イノベーションと起業は、野田真氏による執筆である。イノベーションはハイテクの研究開発、活用によってもたらされるだけでなく、身近な生活の新しいニーズや仕事の改善を実現しようとする起業こそがその原点であることを具体的事例に基づいて示されている。劇的な変化を続ける AI 技術は、イノベーションと起業にインパクトを与え、社会、組織、個人にさまざまな価値をもたらしている。その際、古典的な知的財産権の保護によるクローズドイノベーションだけではなく、AI や IoT などの複合技術を最適な選択肢として他社との協業によって進めるオープンイノベーションのマネジメントについて概説されている。

第4章 AI 時代におけるバイオビジネス特許は、秋元浩氏と川端兆隆氏による共同執筆である。バイオ分野の医薬品特許は医療制度や薬事行政との関係もあり、他の分野と大きく異なる点があるので、他分野との異なる点を中心に概説している。また、新薬創出の有効性を高めるための AI 技術の模索や医療・ヘルスケア分野におけるデジタルヘルスの動向についても紹介されている。なお、コロナウイルスなどの世界的なパンデミックへの対応として、従来電子・通信分野などにおいて主に用いられてきたパテントプールの手法の活用が検討される試みや、先進国と途上国間のライセンス供与などについての利害の対立や生物多様性条約の枠組みや動向についても概説されている。

第5章 AI による知財権侵害の法的規制の考え方は、馮超氏の執筆である。中国における AI による知財権規制のモデルを検討するうえで、AI への法的規制についての米国、UNESCO などの国際機関が策定した AI 設計の倫理規

範などについて解説がなされている。AIに関する訴訟事例について知的財産権以外のものも含めて紹介したうえで、AIによる著作権侵害のリスク、特許権侵害のリスク、商標権侵害と不正競争のリスクについて、中国や欧米における判決事例を紹介し、製造業者とユーザーの関係やアルゴリズムのブラックボックス的な特性から起こり得る悪影響や損害を最小限に抑えるための事業者としての留意事項についても望ましいあり方が示されている。

序文を含め第1章から第5章まで、戚昊輝氏、宋翰祥氏には、監修である早稲田大学次世代ロボット研究機構 AIロボット研究所 知的財産・イノベーション研究会のメンバーとして、本書の特徴の一つである中国のイノベーション、知的財産についての執筆、編集に参画していただいた。

3. 本書の使い方

本書は、早稲田大学理工学術院(創造理工学部、基幹理工学部、先進理工学部)において知的財産やイノベーションの科目を講義する講師を中心に、AIロボット研究所の知的財産・イノベーション研究会での議論を基に執筆されたものである。また、近年増加している外国人留学生にとっても、大学院入試や合格後の論文作成研究において研究計画書を作成する際にも参考となることへの留意も踏まえられている。

本書で対象とする、ビジネスの最前線においてイノベーションを実践しているこうとするビジネスマンや、大学院や大学あるいはこれから大学院や大学をめざそうとする人たちにとって有益な書となることを願ってやまない。

最後に、日科技連出版社の石田新氏には、企画から校正にいたるまで多大なご尽力をいただき、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

2023年6月

早稲田大学次世代ロボット研究機構 AIロボット研究所
知的財産・イノベーション研究会 代表
森 康晃

目 次

| | |
|---|-----------|
| 序 文 | iii |
| 第1章 AI と知財 | 1 |
| 1.1 AI の概説 | 2 |
| 1.2 知的財産の概説 | 7 |
| 1.3 知財戦略の理解 | 11 |
| 1.4 知財デューデリジェンス・知財価値評価の概要 | 17 |
| 1.5 AI 時代の知財 | 22 |
| 1.6 AI のリスク対応 | 28 |
| 第1章の引用・参考文献 | 30 |
| 第2章 海外における AI と知財政策 | 33 |
| 2.1 世界各国における AI 技術の現状 | 34 |
| 2.2 日本国内における AI 関連発明の特許出願についての 特許庁調査 | 36 |
| 2.3 AI 技術推進に関する各国の政策・取組み | 40 |
| 2.4 各国の AI 関係の法律 | 45 |
| 2.5 世界各国における AI の未来像 | 51 |
| 第2章の引用・参考文献 | 60 |
| 第3章 イノベーションと起業 | 61 |
| 3.1 起業 | 62 |
| 3.2 起業家精神 | 68 |
| 3.3 イノベーション | 72 |
| 3.4 これからのオープンイノベーション | 78 |

| | | |
|--------------------------------|-----------------------|------------|
| 3.5 | エコシステム | 87 |
| 3.6 | ビジネスアイデア創出法 | 93 |
| 3.7 | エコシステムに示すフレームワーク | 97 |
| | 第3章の引用・参考文献 | 97 |
| 第4章 AI時代におけるバイオビジネス特許 | | 101 |
| 4.1 | 特許発明とそのカテゴリー | 102 |
| 4.2 | 物の発明 | 102 |
| 4.3 | 抗体医薬の特許について | 107 |
| 4.4 | バイオ分野の特許の特徴について | 112 |
| 4.5 | 医薬発明について | 120 |
| 4.6 | その他のカテゴリーの発明 | 121 |
| 4.7 | 特許権の存続期間について | 123 |
| 4.8 | ジェネリック医薬品 | 124 |
| 4.9 | パテントクリフとエバーグリーン戦略 | 128 |
| 4.10 | 特許の保護対象でない発明 | 134 |
| 4.11 | ゲノム編集に関する特許 | 139 |
| 4.12 | 研究開発のパラダイムシフト | 142 |
| 4.13 | 知財戦略のパラダイムシフト | 152 |
| 4.14 | 知的財産はどこへ行く | 160 |
| | 第4章の引用・参考文献 | 171 |
| 第5章 AIによる知財権侵害の法的規制の考え方 | | 173 |
| 5.1 | AIによる権利侵害に関する一般的な法律問題 | 174 |
| 5.2 | AIによる知的財産権侵害の法的規制の考え方 | 186 |
| | 第5章の引用・参考文献 | 199 |
| | 索引 | 201 |

4.1 特許発明とそのカテゴリー

特許発明は一般的には、物の発明、生産方法を伴わない方法の発明、物を生産する方法の発明の3つに分類され、バイオビジネス分野の特許発明もこの3つのカテゴリーのいずれかに分類される。しかし、バイオビジネスの発明を理解するためには、便宜的にはあるが、本章では「医薬発明」というカテゴリーを別に設定する。本章でいう医薬発明は、例えば公知の物質に未知の用途を見出して開発された医薬品、すでにある医薬品の用量や投与方法、製剤を工夫して開発された医薬品などの発明である。これらは従来の3つのカテゴリー分類によると物の発明に分類されるが、単純な物の発明に比べると特許の効力や扱いが異なるので、医薬発明として別に考えたほうが理解しやすい。したがって、本章では特許発明を、(1)物の発明、(2)医薬発明、(3)生産方法を伴わない方法の発明、(4)物を生産する方法の発明の4つのカテゴリーに分類する。

4.2 物の発明

物の発明は、構造や性状などがまったく知られていない新規化学物質、未知の微生物や遺伝子、装置、プログラムが分類されるが、ここでは他の分野にはない遺伝子工学発明について述べる。新規化学物質については後で概説する。

4.2.1 遺伝子工学発明について

ここでの「遺伝子工学」とは、遺伝子組換え、細胞融合などにより人為的に遺伝子を操作する技術を意味する。遺伝子工学に関する発明には、遺伝子、ベクター(遺伝子を導入するツール)、組換えベクター、形質転換体、融合細胞、形質転換技術により得られたタンパク質(以下「組換えタンパク質」と称する)、モノクローナル抗体などに関する発明が含まれる。

(1) 遺伝子特許について

遺伝子工学において遺伝子などは、基本的にはグアニン(G)、シトシン(C)、

アデニン(A)、チミン(T)の4種類の核酸の遺伝子配列によって表記される。新しい遺伝子配列を発見したら、その遺伝子配列を特許請求の範囲に記載することによって特許を受けることが可能であるが、このときいくつかの要件を満たす必要がある。なお、遺伝子は、その機能、理化学的性質、起源・由来、製法などにより特定して記載することもできるが、発明の明確性および実施可能要件を記載する必要があるため容易でなく、遺伝子配列を記載して審査を受けて権利化を図ることが一般的である。

(2) 遺伝子配列の記載方法

遺伝子配列の特許請求の範囲への記載方法は、以下の記載方法が一般的である。

記載方法例1：

以下のDNAからなる遺伝子。

ATGTATCGG……TGCCTの塩基配列からなるDNA

配列が長い場合や複数ある場合は、配列番号1、2と記載して、明細書中に配列番号表を記載する。

また、遺伝子が特定のタンパク質やペプチドをコードする場合、以下のような記載方法もある。

記載方法例2：

以下の(a)のタンパク質をコードする遺伝子。

(a)Met—Asp……Lys—Gluのアミノ酸配列からなるタンパク質

なお、新規な遺伝子を発見した場合、「(a)の塩基配列からなるDNAと同一性が○○%以上の塩基配列からなるDNA」などの表記を行って、権利範囲を拡張することができる。

(3) 遺伝子配列の特許要件

単に新規な遺伝子配列を発見しただけでは特許要件は満たさない。すなわち、使い方が不明な遺伝子断片は、産業上利用できる発明に該当しないため、例えば特定の疾患を診断するためのプローブとして使用できるなど、産業上の有用性や利用可能性を示さなければならない。なお、有用性は実験的に検証する必

5.1 AIによる権利侵害に関する一般的な法律問題

無人運転車、スマート医療ロボット、スマートホームロボットなどによる生命、身体、健康およびプライバシーなどの、人間の生存利益に対する安全上の脅威と損害に比べ、AIが知財権を侵害するという問題は、これまで十分に重視されておらず、深い理論的研究もなされていない。

5.1.1 AIによる道具としての権利侵害と独立した権利侵害

現段階のAIは自意識をもっておらず、今後長期にわたってもそのような意識をもつこともないであろう。したがって、AIそのものが「意図的に」権利侵害行為を行うことは不可能である。AIが特定の種類の不法行為をして他人に危害を加えるとすれば、設計者がプログラミング中に意図的に設定したり、使用者が操作中に意図的に求めたりした結果に違いない。この場合、AIは人間による侵害の道具にすぎない。AIを道具とする侵害は、一般的な過失による侵害であり、その背後にある行為者の主観的な意図を技術的に証明する必要があるため、普通の道具を用いて行う侵害行為よりもっと複雑である。しかし、権利侵害責任に関する民事法の原則を突破してはいない。

技術の研究開発が日増しに深まり、進歩するとともに、AIの自主性は高まりつつある。AIは簡単な道具とみなせなくなっている。たとえ設計者であっても予見できず、コントロールできない行為が実施される可能性がある。こうした想定外の独立した行為が権利侵害行為を構成する場合、誰がどのように責任を負うべきか、現行の法体系における責任規定がそれに十分対応できないところがあるかもしれない。

AIが人間の想定外の独立した権利侵害行為を生み出す主な原因は、そのアルゴリズムの設計と運用に欠陥があることにある。現在、産業界では、家事や医療、災害復興など、実用的な問題を扱うAIの開発に集中している。こうした技術主義的、機能主義的なAI技術は、その関数に道徳や法律が含まれていないため、計画の道徳性や合法性には無関心である。

AIによる権利侵害や違法リスクに対応するために、予防と制御の2つの異なる道を設計した。1つは「トップダウン」のルートであり、推論に基づいて道徳的原則を選択、実現し、それに基づいて道徳的原則を遵守するインテリジェントシステムの予防策の構築である。もう1つは「ボトムアップ」のルートで、機械学習アルゴリズムに対しAIの行動を導くのに十分な事例を示す制御策の設定というものである。

第1のルートの問題は、人間の道徳観の一部が、感情を感じる能力に由来しているため、このような生物的、本能的反応は、計算や推論の方法で示すことができないことである。第2のルートの問題は、たとえ膨大な数の事例を人工知能に与えるとしても、他者との関係で直面し得る道徳的問題をすべて網羅し、意思決定を補助することはできないことである。

AIがデータベース以外の「新しい」状況に遭遇したとき、「経験」に基づく判断や選択はできないかもしれない。人間の常識を概念化、形式化、アルゴリズム化することも難しい。さらに、AIのアルゴリズム化に道徳的・法的原則を浸透することは難しい。

道具としての権利侵害であれ、独立した権利侵害であれ、AIが人間を深く憂慮させる問題の一つは、そのアルゴリズムの不透明化である。人々はあらゆるAI製品を気軽に使い、その便利さや楽しさを享受しているが、ほとんどの人はその仕組みを理解していない。場面によっては、被害がアルゴリズムによるものかどうかを判断できず、ましてやアルゴリズムがどのように書かれているなどもわからない。それだけでなく、AIのアルゴリズムの不透明化は、その自動化された意思決定や行動の説明不可能性によって特徴づけられるため、そのAIの設計者や専門家でさえ、AIがなぜそのように行動するのかという理由や論理を説明できない。アルゴリズムの不透明化により、AIによる権利の侵害と被害との因果関係を証明することはさらに困難になる。

5.1.2 AI設計の倫理的・法的規範

AIに人間と同じような法律遵守や道徳観念をもつことを期待することは

索引

【英数字】

AIと製造物責任 179
 AIと代理人制度 182
 AIと動物管理者の考え方 181
 AIによる権利侵害 174
 AIによる商標権侵害と不正競争のリスク 190
 AIによる著作権侵害のリスク 186
 AIの法的人格の付与 185
 AIの法的責任 179
 AIの労働責務 184
 AI倫理 29
 Borderless 82, 85
 CPS 2
 Cyber-Physical System 2
 DX 22
 EAD 176
 Inclusion 82, 86
 Inflection 82
 New Combination 75
 PCT 国際出願 38
 TRIPS 協定 161

【あ 行】

アクセラレーター 91
 アドバイザー 90
 アントレプレナーシップ 68
 —スピリット 68
 意匠権 8
 遺伝子工学発明 102
 イノベーション 72
 医薬の調剤行為 136
 医薬発明 102, 120

営業秘密 9
 エコシステム 87, 96
 エバーグリーン戦略 130
 エンジェル投資家 76
 オープン&クローズ戦略 11
 —のメリット・デメリット 11
 オープンイノベーション 72
 —の概念図 76
 オープン戦略 166
 オンサイトDD 17

【か 行】

学習処理 5
 機械学習 4
 —の主な種類 5
 起業 62
 起業家精神 68, 69, 71
 技術オリエンテッド 94
 クリエイティブ・シンキング 95
 クローズ戦略 166
 クローズドイノベーション 72, 76
 —の概念図 73
 ゲノム編集 139
 抗体医薬 107
 これからのオープンイノベーションの概念図 81

【さ 行】

再審査制度 124
 サイバー・フィジカルシステム 2
 ジェネリック医薬品 125
 事業貢献 15
 自社事業の保護 13
 実用新案権 8

集団責任制度 183
 商標権 9
 シリコンバレー 62
 推論 51
 — 処理 5
 生物多様性条約 161
 責任財産の設定 183
 戦略転換点 80
 創業・起業する人のための情報 92
 ソフトウェア資産 23
 ソフトウェア発明 23

【た 行】

大学発スタートアップ企業 88
 探索 51
 知財 7
 — 価値評価 19
 — デューデリジェンス 17
 — バリエーション 19
 — 戦略 10
 知財 DD 17
 — の主な類型 17
 — の目的 17
 知財 MIX 戦略 25
 知財 VAL 19
 — の主な分析手法 20
 知財権 7
 — の種類 9
 知的財産 7
 — 権 7
 — 戦略 10
 著作権 8
 陳腐化率 21
 ディープラーニング 4
 デザイン思考 93
 デジタルトランスフォーメーション

デジタルヘルス 164
 デSKTOP DD 17
 デファクトスタンダード 27
 特許権 8
 — の延長登録制度 123
 — プール 164
 特許の崖 130
 特許の収益化 14
 特許のセントラルドグマ 166
 特許の藪 157

【は 行】

バイアス・ブレイキング 94
 バイオシミラー 131, 151
 ハッチ・ワックスマン法 146
 パテント・トローラー 169
 パテントクリフ 129
 パテントリンケージ 128
 物質特許制度 142
 ベンチャーキャピタル 77

【ま 行】

無形資産 7
 モダリティ 148

【や 行】

有形資産 7

【ら 行】

リサーチツール特許 170
 倫理的設計 176
 レジリエンス 79, 80
 ロイヤルティ免除法 20
 ロイヤルティ料率 21
 ロジカル・シンキング 95
 ロボット倫理報告書 177

編著者紹介

森 康晃(もり やすあき) 全体編集、序文担当

早稲田大学創造理工学部教授、早稲田大学次世代ロボット研究機構 AI ロボット研究所 招聘研究員

1954年生まれ、1977年早稲田大学政治経済学部卒業。

1977年通商産業省入省、1978年資源エネルギー庁長官官房参事官室、1987年在オランダ大使館一等書記官、1994年日中経済協会北京事務所長、2001年内閣府物価政策課長、2002年早稲田大学院国際情報通信研究科客員教授、2006年早稲田大学理工学部教授を経て現在に至る。専門は、知的財産マネジメント。

著者紹介(五十音順)

秋元 浩(あきもと ひろし) 第4章共同執筆担当

知的財産戦略ネットワーク(株)(IPSN)代表取締役社長、東京大学大学院講師、バイオインダストリー協会知財委員会委員長、LSIP 合同運営会社職務執行者

1970年東京大学博士課程修了。

1970年ペンシルヴァニア大学職員、1972年武田薬品工業(株)入社・化学研究所配属、抗生物質・抗癌剤の創製に成功、1992年創薬第3研究所長、1994年特許部長、2000年取締役、2003年常務取締役、2006年経営会議委員、2007年退任、2009年IPSN・2010年LSIP 設立、各種政府委員・大学など講師を歴任。

川端 兆隆(かわばた かずたか) 第4章共同執筆担当

(株)メドレックス 事業開発部 知財担当、弁理士、薬学博士、中小企業診断士、薬剤師

1958年生まれ、1981年大阪大学薬学部卒業、1986年大阪大学大学院博士課程修了。

1987-1990年イリノイ大学博士研究員、1990-1993年大成建設生物工学研究所、1993-2006年(株)海洋バイオテクノロジー研究所主任研究員として海洋天然物化学の研究に従事。2006年弁理士登録、大手法律事務所勤務を経て、2008-2018年産業技術研究所のTLO、知的財産部、ベンチャー開発センターで技術移転やスタートアップ企業の知財支援・知財コンサル業務などを行う。2010-2018年日本弁理士会関東支部副支部長・茨城委員会委員長。2018年より創薬ベンチャーのメドレックスの社内弁理士として知財業務全般を担当。2021年中小企業診断士登録。

國光 健一(くにみつ けんいち) 第1章執筆担当

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 パートナー、弁理士、早稲田大学非常勤講師

東北大学工学部卒業、東北大学大学院工学研究科修士課程修了、Washington University in St. Louis Olin Business School(MBA)修了。

国内大手電機メーカー、国内大手コンサルティングファームを経て、2014年にデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社に参画。2018年より同社の知的財産アドバイザー部門を統括。知財戦略立案、知財デューデリジェンス、知財価値評価などの知的財産に係るコンサルティング業務に従事。

宋 翰祥(そん かんしょう) 全体編集

(株)カーボンサイファー Co-Founder

1993年生まれ、2021年3月東京大学大学院修士課程を修了。

大手の外資系環境事業会社に入社、日本国内での最大級プラスチックリサイクル工場の立上げを担当した。その後、気候変動の問題解決に向け、二酸化炭素排出量可視化、取引事業に関する起業を行い現在に至る。

戚 昊輝(ちい こうき) 全体編集

1992年生まれ、2017年9月明治大学グローバルビジネス研究科経営管理修士課程を修了。修士(MBA)学位を取得。

2018年4月に三菱自動車工業(株)に新卒入社し、海外営業業務に就任。2020年3月に支点教育(株)を立ち上げ、中国人留学生に向けた大学(院)進学指導サービスを提供して、現在に至る。

野田 真(のだ まこと) 第3章執筆担当

川崎重工業(株) 企画本部 顧問、Legato(株)(内外スタートアップ企業コンサルタント)代表取締役CEO、Serendipity Asia(株)(アジアのコト・モノを価値化)取締役 Chief Innovation Officer

1960年生まれ、1983年京都外国語大学外国語学部中国語学科卒業。

1992年川崎重工業北京代表所首席代表。2008年ガスタービン極東営業課長。2011年営業推進本部中国部長。2013年理事・海外総括部長。2017年理事・イノベーション部長。中国駐在計13年、業界屈指の中国通、現地化を推進し、事業規模を拡大。イノベーション組織を本社内に立ち上げ1300社以上と接触、オープンイノベーションおよび新規事業制度を立案・推進。

濱田 智久(はまだ ともひさ) 第1章執筆担当

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 シニアアナリスト
2010年慶應義塾大学経済学部経済学科卒業、2012年一橋大学商学研究科経営学修士(MBA)コース修了。

知的財産権マネジメント企業調査部門、国内大手コンサルティングファーム戦略部門を経て、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社に参画。AI倫理、知財戦略立案・知財管理、経営管理・業務改革などの支援案件に係るコンサルティング業務に従事。AI関連著作に「2022年の業界展望と予測 日本版『AIの価値を経営へ組み込むために』(“Technology, Media and Telecommunications Predictions 2022”)」(共著、デロイト トーマツ グループ)がある。

馮 超(ふおん ちょう) 第5章執筆担当

泰和泰(北京)法律事務所シニアパートナー弁護士、国際業務部主任。

2003年中国外交学院国際法学部卒業、法学修士取得。2014年米国デューク大学法学修士(LLM)取得。

2002-2004年日本貿易振興機構北京センター入所、知的財産部所属。2004-2021年、米国ベーカーアンドマッケンジー法律事務所、金杜法律事務所、万慧達法律事務所などで弁護士、顧問、パートナーなどを歴任。2017年より中国最高人民法院案例指導基地諮問専門家、中国版權協会常務理事、日本貿易振興機構コンテンツ研究員、国際商標協会 INTA 中国委員会委員、北京市弁護士会不競法・独禁法委員会委員を兼任。

藤末 健三(ふじすえ けんぞう) 第2章執筆担当

東京大学大学院情報学環・学際情報学府客員教授、慶應義塾大学経済学部特任教授。

1964年生まれ。1986年東京工業大学工学部情報工学科卒業。マサチューセッツ工科大学(MIT)およびハーバード大学ケネディスクールにて修士号をそれぞれ取得。東京工業大学大学院および早稲田大学にてそれぞれ生産管理および国際情勢分野の博士号をそれぞれ取得。

東京大学工学部助教授、中国精華大学客員教授、早稲田大学未来イノベーション研究所客員教授、東京理科大学上級特任教授、東京大学大学院情報学環・学際情報学府客員教授、慶應義塾大学経済学部特任教授、インド工科大学ハイデラバード校 Adjunct Professor、シンガポール国立大学 Asian Institute of Digital Finance (AIDF) Expert Adviser、韓国科学技術院(KAIST) Adjunct Professor、オックスフォード大学 Oxford Internet Institute (OII) Visiting Policy Fellowなどを歴任。

また、通商産業省(現経済産業省)官僚として13年間、参議院議員として18年間政策立案に携わり、参議院総務委員長、総務副大臣、郵政担当副大臣を歴任。

無断使用をお断りします。日科技連出版社

AI時代の知的財産・イノベーション

2023年7月29日 第1刷発行

編者 早稲田大学次世代ロボット研究機構
AIロボット研究所 知的財産・
イノベーション研究会
森 康晃

著者 秋元 浩 川端兆隆 國光健一
宋 翰祥 戚 昊輝 野田 真
濱田智久 馮 超 藤末健三

発行人 戸羽節文

検印
省略

発行所 株式会社 日科技連出版社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-15-5
DSビル

電話 出版 03-5379-1244

営業 03-5379-1238

Printed in Japan

印刷・製本 榎三秀舎

© Yasuaki Mori et al. 2023

URL <https://www.juse-p.co.jp/>

ISBN 978-4-8171-9779-5

本書の全部または一部を無断でコピー、スキャン、デジタル化などの複製をすることは著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。